

外国人、実習後に就労資格 最長5年、本格受け入れ 農業や介護、人材を確保

2018/4/12付 | 日本経済新聞 朝刊

政府は2019年4月にも**外国人労働者（総合2面きょうのことば）**向けに新たな在留資格をつくる。最長5年間の技能実習を修了した外国人に、さらに最長で5年間、就労できる資格を与える。対象は農業や介護などで、試験に合格すれば、家族を招いたり、より長く国内で働いたりできる資格に移行できる。5年間の過ぎれば帰国してしまう人材を就労資格で残し、人手不足に対処する。外国人労働の本格拡大にカジを切る。**（解説経済面に）**

政府は単純労働者の受け入れを原則、認めていない。一方で働きながら技能を身につける技能実習の範囲拡大や期間延長で事実上、単純労働者の受け皿をつくってきた。幅広く就労の在留資格を与える制度の導入は大きな政策の転換点になる。

政府は今秋の臨時国会にも入国管理法改正案を提出し、来年4月にも新制度を始める方針だ。

技能実習から就労可能な資格にステップアップを認める			
	在留期間 上限	家族の 帯同	優遇 措置
高度専門職	なし	○	○
↑ (年収など一定の条件)		○	○
技能 など	なし(更新制)	○	×
↑ (試験合格が条件)		○	○
新設 特定技能(仮称)	あり (最長5年)	×	×
↑ 就労可能に		×	×
技能実習(農業、 介護、建設など)	あり (最長5年)	×	×

新設する資格は「特定技能（仮称）」。17年10月末で25万人いる技能実習生に、さらに最長5年間、就労の道を開く。技能実習は農業や介護などが対象。新設する資格とあわせれば、通算で最長10年間、国内で働き続けることができる。

新資格で就労すれば技能実習より待遇がよくなるため、技能実習から移行を希望する外国人は多いとみられる。政府は少なくとも年間数万人は外国人労働者が増えるともみている。農業、介護、建設など人手不足の業界を対象にする。

そもそも技能実習は学んだ技術を母国に伝えることが前提。経験を積んだ人材も実習後に国外に退去しなければならない。長く働きたい外国人や、実習で経験を積んだ外国人を育てた国内の雇用主からは、改善を求める声があった。

技能実習制度とその本来の目的は維持するため、新資格は一定期間、母国に帰って再来日した後で与える。外国人の永住権取得の要件の一つに「引き続き10年以上の在留」がある。いったん帰国してもらったため、技能実習と新資格で通算10年を過ぎても、直ちに永住権取得の要件にはあたらないようになる。

外国人労働者をさらに増やすため、実習修了者と同程度の技能を持つ人にも新資格を付与する方針だ。既に実習を終えて帰国した人も対象になる見通しで、経験豊かな労働者を確保できる。

新資格の保有者は、より専門性が高い在留資格に変更できるようにする。専門技能を問う試験に合格すれば、海外の家族の受け入れや、在留期間の更新ができる既存の資格に切り替えられる。

国内では25年度に介護職員が約38万人不足する見込み。農業人口はこの10年で約4割減り、人手不足が深刻だ。技能実習生の多くが新資格に移行すれば、長期間、国内労働力に定着させることができる。アジア各国の賃金上昇で外国人労働力の獲得は難しくなっているが、人材獲得競争にもプラスに働くと見ている。

日本の労働力人口は約6600万人。17年10月末時点の外国人労働者数は技能実習生の増加などがけん引し127万人と過去最高を更新した。労働力の50人に1人は外国人が担う状況だが、政府はさらに増やす方針だ。

ただ多くの外国人の受け入れを前提とした社会基盤については整備が遅れており、受け皿づくりに向けた国民的議論を進めることが急務となる。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.